

第9章 預金取扱等金融機関の検査・監督をめぐる動き

第1節 監督指針等

I 主要行等向けの総合的な監督指針等

主要行等向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針については、平成17年10月28日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、29事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

(1) 金融機関の所有不動産の有効活用等に係る改正 (29年9月28日)

業界団体からの規制緩和要望等を踏まえ、銀行による事業用不動産の賃貸等や銀行子会社による不動産のリース業務に係る改正を行ったもの (29年9月28日より適用)。

(2) 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」等の施行に係る改正 (29年11月10日)

銀行グループがIFRS等を任意適用した場合に、銀行法における開示等各種規制についてもIFRS等で対応できるようにする観点から、「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」等の改正に伴う所要の改正を行ったもの (29年11月10日より適用)。

(3) 「自己資本比率規制 (第3の柱) に関する告示」の一部改正に係る改正 (29年12月11日)

「自己資本比率規制 (第3の柱) に関する告示」の一部改正に伴う所要の改正を行ったもの (30年3月31日より適用)。

(4) 金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る改正 (29年12月11日)

28年4月にバーゼル銀行監督委員会より公表された「銀行勘定の金利リスク (IRRBB)」に係る最終合意や最近の金利環境等を踏まえ、現在早期警戒制度の下で行っている金利リスクに係るモニタリング等について見直す観点から、第3の柱に関する告示及び監督指針について所要の改正を行ったもの (30年3月31日より適用)。

(5) 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定に係る改正 (30年2月6日)

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定に伴う所要の改正を行ったもの (30年2月6日より適用)。

(6) 「自己資本比率規制及び流動性規制 (第3の柱) 並びに報酬に関する告示」の一部改正に係る改正 (30年3月14日)

「自己資本比率規制及び流動性規制 (第3の柱) 並びに報酬に関する告示」の一部改正に伴う所要の改正を行ったもの (30年3月31日より適用)。

(7) 取引先企業に対する人材紹介業務に係る改正 (30年3月30日)

銀行及びその子会社等における取引先企業に対する人材紹介業務の取扱いが可能であることを明確化するため、改正を行ったもの (30年3月30日より適用)。

(8) 「銀行法施行令等の一部を改正する政令」等の施行に係る改正 (30年5月30日)

銀行代理業等に係る規制緩和の観点から、「銀行法施行令等の一部を改正する政令」等の改正に伴う所要の改正を行ったもの。(30年6月1日より適用)。

II 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針については、16年5月31日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、29事務年度の改正内容は、上記の

I 主要行等向けの総合的な監督指針等の改正内容と同じ。

第2節 預金取扱等金融機関の概況

I 主要行等の平成29年度決算概況（資料9-2-1参照）

主要行等の29年度決算の概況（グループ連結ベース）は、各行決算短信等によれば、以下のとおりである。

1. 当期純利益は、低金利環境の継続により連結業務純益が減少したものの、株式関係損益が増加したことや、与信関係費用が大幅に改善したことなどにより、前期に比べ1,713億円増加の2兆7,853億円となった。
2. 不良債権額（金融再生法開示債権）は、前期に比べ0.7兆円減少の2.2兆円、不良債権比率は前期に比べ0.21%ポイント低下の0.66%となった。
3. 国際統一基準行の総自己資本比率は前期に比べ1.34%ポイント上昇の17.63%、Tier 1比率は前期に比べ1.57%ポイント上昇の15.12%、普通株式等Tier 1比率は前期に比べ1.21%ポイント上昇の12.94%となった。
国内基準行の自己資本比率は、前期に比べ0.62%ポイント低下の11.26%となった。

II 地域銀行の平成29年度決算概況（資料9-2-2参照）

地域銀行の29年度決算の概況（銀行単体ベース）は、各行決算短信等によれば、以下のとおりである。

1. 当期純利益は、株式等関係損益が増加したものの、貸出金利回りの低下等により資金利益が減少したことや債券等関係損益が減少したことなどにより、前期に比べ37億円減少の9,965億円となった。
2. 不良債権額（金融再生法開示債権）は、前期に比べ0.3兆円減少の4.5兆円、不良債権比率は前期に比べ0.19%ポイント低下の1.71%となった。
3. 国際統一基準行の総自己資本比率は前期に比べ0.07%ポイント上昇の14.01%、Tier 1比率は前期に比べ0.27%ポイント上昇の13.61%、普通株式等Tier 1比率は前期に比べ0.27%ポイント上昇の13.61%となった。
国内基準行の自己資本比率は、前期に比べ0.16%ポイント低下の9.70%となった。

III 再編等の状況

1. 主要行等の再編等

29年7月以降に行われた主要行等における統合・再編は、以下のとおりである。

三菱UFJ信託銀行、しんきん信託銀行

（内容）29年9月19日に三菱UFJ信託銀行によるしんきん信託銀行の吸収合併

2. 地域銀行の再編等（資料9-2-3～6参照）

29年7月以降に行われた地域銀行における統合・再編は、以下のとおりである。

① 近畿大阪銀行、関西アーバン銀行、みなと銀行

(内容) 29年11月14日に持株会社関西みらいフィナンシャルグループを設立、同年12月に近畿大阪銀行を子会社化、30年4月1日に関西アーバン銀行及びみなと銀行を子会社化し、経営統合完了。

② 三重銀行、第三銀行

(内容) 30年4月2日に両行の完全親会社となる持株会社三十三フィナンシャルグループの設立による経営統合。

③ 東京都民銀行、八千代銀行、新銀行東京

(内容) 30年5月1日に東京TYフィナンシャルグループ傘下の3行が合併し、きらぼし銀行が発足。なお、同日付で東京TYフィナンシャルグループは東京きらぼしフィナンシャルグループへと商号を変更。

3. 外国銀行の参入

29年7月以降、以下のとおり、新たに銀行業の免許を付与した。(30年6月末現在、免許を付与されている外国銀行支店は56行)。

	免許付与日	営業開始日
ユーロクリア・バンク・エス アー・エヌヴェー(ベルギー) 日本支店	29年11月17日	29年12月11日

4. 外国銀行の退出

29年7月以降、新たに銀行業を廃止した外国銀行支店はない。

IV 不良債権処理等の推移

1. 不良債権の概念(資料9-2-7~9参照)

(1) 金融再生法開示債権

金融機関の不良債権の概念の一つに、金融再生法開示債権がある。これは、金融再生法(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律)の規定に基づき、貸出金、支払承諾見返等の総与信を対象に、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」及び「正常債権」の4つの区分に分けて開示するものである(主要行については11年3月期より、地域銀行については11年9月期より、協同組織金融機関については12年3月期より、開示が義務付けられた)。このうち「正常債権」以外の3つを「金融再生法開示債権」と

呼んでいる。

(2) リスク管理債権

リスク管理債権は、金融再生法開示債権と並ぶ不良債権の概念の一つであり、貸出金を対象に、客観的・形式的基準により区分（破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）し、区分された債権毎に各金融機関が開示するものである。このリスク管理債権は、米国証券取引委員会（SEC）と同様の基準に基づくものであり、10年3月期より各銀行が全銀協統一開示基準等に基づき開示を開始、11年3月期からは、金融システム改革法に基づく銀行法等の改正により、全預金取扱金融機関に対し、連結ベースでの開示が罰則付きで義務付けられた。

2. 金融再生法開示債権等の現状（資料9-2-10~17 参照）

(1) 金融再生法開示債権【全国銀行ベース】

	14年 3月期	28年 3月期	29年 3月期	29年 9月期	30年 3月期
(単位: %、兆円)					
不良債権比率	84	15	13	12	11
総与信	5121	569.7	585.8	590.7	595.3
金融再生法 開示債権	432	84	7.7	70	6.7
破産更生 債権	74	1.3	1.2	1.2	1.1
危険債権	193	52	4.5	4.2	4.0
要管理 債権	165	1.9	2.0	1.7	1.6
正常債権	468.9	561.3	578.1	583.7	588.6

(2) リスク管理債権残高の推移【全国銀行ベース】

(単位: 兆円)

23年 3月期	24年 3月期	25年 3月期	26年 3月期	27年 3月期	28年 3月期	29年 3月期	30年 3月期
11.3	11.5	11.7	10.0	9.0	8.2	7.6	6.6

3. 不良債権問題への取組み（資料9-2-18~19 参照）

不良債権の最終処理は、金融機関の収益力の改善や貸出先企業の経営資源の有効活用などに寄与し、新たな成長分野への資金の供給や資源の移動を促すことにつながるものであり、他の分野の構造改革と合わせてこれを加速することは、日本経済の再生に不可欠なものであった。

これまで、13年4月の緊急経済対策以来、主要行の破綻懸念先以下債権について、いわゆる「2年・3年ルール」「5割・8割ルール」等のオフバランス化のルールを設定し、それによって不良債権の最終処理が着実に進められてきたところである。

(注1) さらに、14年10月の「金融再生プログラム」においては、主要行の不良債権比率を16年度末までに半分程度に低下させ、不良債権問題の正常化を図るとともに、構造改革を支えるより強固な金融システムの構築に取り組むこととした。同プログラムに盛り込まれた、主要行の資産査定厳格化、自己査定充実、ガバナンス強化といった目標や、産業と金融の一体再生の取組み等の諸施策を約2年半の間、強力に推進してきた結果、17年3月期には主要行の不良債権比率は2.9%へと低下し、同プログラムの最も中心的な課題であった主要行の不良債権問題の正常化という目標を達成した。

(注2) なお、17年10月に策定した「主要行等向けの総合的な監督指針」においては、「2年・3年ルール」「5割・8割ルール」といったこれまでのオフバランス化ルールを取りやめることとする一方、不良債権の早期認知、早期対処のための銀行の不良債権管理についての総合的な着眼点を明確化することとし、不良債権問題の再発防止を図ることとしたところである。

V 預金保険料率の変更

30年度の預金保険料率については、預金保険機構より、実効料率0.034%を前提として、決済用預金0.046%、一般預金等0.033%に変更する認可申請がなされ、30年3月30日、預金保険法に基づき、これを認可した。

(注) 預金保険機構は、「中長期的な預金保険料率のあり方等について」（「預金保険料率に関する検討会」報告書（27年1月30日公表））を踏まえ、33年度末に責任準備金が5兆円程度になるように積み立てを行っていくことを当面の積立目標としており、この積立目標を確実に達成できる水準として、30年度の預金保険料率を「0.034%」（▲0.003%引下げ）とした。

第3節 預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング（資料9-3-1参照）

I 3メガバンクグループに対する金融モニタリング

平成29事務年度の3メガバンクグループに対するモニタリングについては、世界経済・市場環境の変化への対応を促すため、①海外業務が拡大し、世界経済・金融市場環境の変化から受ける影響が大きくなっていることを踏まえ、ストレステストの活用を含めた機動的なリスク管理の実施、②外貨調達コストが上昇する中、より安定的な外貨調達の実現や外貨流動性管理の高度化、③低金利環境化で拡大したハイブリッドファイナンスや不動産業向け貸出等にかかる規律ある審査や期中管理の実施、④ストレス時においても金融中介機能を十分発揮できるよう、各グループによる政策保有株式の縮減に向けた迅速な対応、等について深度ある対話を行った。

また、金融ビジネスの環境変化に対応したガバナンスの発揮を促すため、①資本効率を重視した業務の選択と集中を適切に実行できるガバナンスの構築、②持株会社の適切な関与の下での顧客本位の業務運営の観点からの態勢整備、③IT技術の進化やイノベーションの進展を見据えた大胆かつタイムリーな対応、④グローバルな業務展開や業務の専門化・高度化が進む中での情報収集・分析能力の強化や組織改革と人材確保、等について深度ある対話を行った。

II 地域銀行に対する金融モニタリング

29事務年度の地域銀行に対するモニタリングについては、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた対応を促すため、ビジネスモデルの持続可能性等に課題を抱える地域銀行に対し、検査を含むモニタリングを実施し、経営課題を特定した上で、経営陣や社外取締役と深度ある対話を行った。モニタリングの結果を30年7月に公表した（資料9-3-2参照）。

また、金融機関による金融中介機能の十分な発揮に向け、金融機関の金融中介の質の向上に向けた取組の実態把握の結果や、「金融中介機能のベンチマーク」等の客観的な指標を活用し、金融機関との間で深度ある対話を行い、顧客企業のニーズを踏まえた取組みを促した。

取引先企業の事業内容や成長可能性等の適切な評価に基づく融資・本業支援（事業性評価）については、25事務年度からモニタリングを実施しており、29事務年度も、引き続き金融機関における取組状況を把握した。

低金利環境の継続による貸出利弊の悪化等を背景に拡大している有価証券運用については、リスクテイクが経営体力・リスクコントロール能力対比で高いと見られる地域銀行に対し、検査を含むモニタリングを実施し、経営陣や社外取締役と有価証券運用へのリスクガバナンスについても対話を行った。モニタリングの結果を30年7月に公表した（資料9-3-3参照）。

検査局・監督局・財務局が緊密に連携しつつ、継続的な情報収集と分析、定期的なヒアリングでの実態確認といったプロファイリング作業を中心として、オフサイト・モニタリングを実施した。

III 外国銀行に対する金融モニタリング

外国銀行在日拠点においては、低金利環境下の本邦金融機関や事業法人の運用ニーズに対応した商品の提供や、これに伴う外貨流動性の供給が中核のビジネスとなっている。また、本店でのリストラや業務の選択が進展するなか、過去に撤退したビジネスを再開する動きも見られた。また管理面では、従来からのオフショアリングや、大手行においては銀行・証券の一体運営が推進された。

こうした中、29 事務年度のモニタリングについては、監督カレッジ等への参加、本部・本店・地域本部幹部との面談などにより、グループ戦略や業務運営状況、およびグループの在日拠点へのガバナンス状況について注視するとともに、銀証一体でのモニタリングを継続し、業務運営や収益構造、リスク管理の状況等を定期的な面談や、年次の実態把握アンケートを通じ確認。また、AML/CFT 態勢やリスク管理の枠組みに関するテーマヒアリングを行い、各行のリスク特性を踏まえたリスクプロファイリングを行い、深度あるモニタリングを実施した。

IV 協同組織金融機関に対する金融モニタリング

1. 信用金庫・信用組合等に対する金融モニタリング

29 事務年度の信用金庫・信用組合に対する金融モニタリングについては、早期に経営課題等を把握し、その改善を図るため、財務局の検査・監督部門が一体となった切れ目のないモニタリングを実施した。

具体的には、各財務局が、継続的なデータ収集・分析やヒアリング等により、所管する信用金庫・信用組合の経営上重要な課題やリスク等を整理するなどのモニタリングを充実させるとともに、リスクプロファイリングを踏まえて、ビジネスモデルや経営管理など、検証項目を絞り込んだ、オン・オフ一体での継続的なモニタリングを実施している。

(1) 信用金庫等に対する金融モニタリング

信用金庫等は、信用金庫法に基づき金融庁が所管しており、財務（支）局が検査を実施（信金中央金庫は、金融庁が検査を実施）している。

29 事務年度は、61 金庫に対して検査を実施した。

(2) 信用組合等に対する金融モニタリング

信用組合等は、中小企業等協同組合法等に基づき金融庁が所管しており、財務（支）局が検査を実施（全国信用協同組合連合会は、金融庁が検査を実施）している。

29 事務年度は、35 組合に対して検査を実施した。

(注) 上記 I～IV 1. のモニタリングの結果に関しては、「変革期における金融サービスの向上にむけて（平成 30 事務年度）」(30 年 9 月 26 日公表)を参照。

2. 労働金庫等に対する金融モニタリング

労働金庫等は、労働金庫法に基づき厚生労働省と金融庁等との共管となってお

り、厚生労働省と財務（支）局が共同で検査を実施している（労働金庫連合会は、厚生労働省が金融庁と共同で検査を実施し、1の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫については、都道府県も検査を行うこととされており、この場合は、原則として厚生労働省が都道府県及び財務（支）局と共同で検査を実施）。

29 事務年度は、3 金庫に対して検査を実施した。

労働金庫の検査を行う行政庁

種 類	地 区	都道府県の区域を越える	都道府県の区域を越えない
	労働金庫		主務大臣

（注1）主務大臣とは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務（支）局長に委任されている。

3. 信用農業協同組合連合会等に対する金融モニタリング

農林中央金庫は、農林中央金庫法に基づき農林水産省と金融庁等との共管となっており、農林水産省と金融庁が共同で検査を実施している。

また、信用農業協同組合連合会等は、農業協同組合法等に基づき農林水産省と金融庁等との共管となっており、農林水産省と財務（支）局が共同で検査を実施している。

29 事務年度は、5 連合会（内訳は、信用農業協同組合連合会 2 連合会、信用漁業協同組合連合会 3 連合会）に対して検査を実施した。

4. 農業協同組合に対する金融モニタリング

農業協同組合は、農業協同組合法に基づき、都道府県知事（都道府県の区域を超える区域を地区とする農業協同組合を除く。）が行政庁となっているが、信用事業を営む農業協同組合に対する検査について、都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣（内閣総理大臣及び農林水産大臣）が必要があると認める場合の行政庁は、主務大臣及び都道府県知事となっている。

22 年6月、農業協同組合に対する金融庁検査について、「金融庁検査が促進されるための実効性ある方策を採る」との閣議決定がなされたことを踏まえ、23 年5月、農林水産省及び金融庁では、農業協同組合法に基づく都道府県からの要請を受けて、都道府県、農林水産省及び金融庁の3者が連携して実施する検査が促進されるよう、「農業協同組合法に定める要請検査の実施に係る基準・指針」を共同で策定・公表した。

29 事務年度は、都道府県からの要請状況及び財務（支）局の検査体制の整備状

況等を踏まえつつ、17 組合に対して立入検査を実施した。

信用農業協同組合連合会等の検査を行う行政庁

種 類 \ 地 区	都道府県の 区域を超える	都道府県の 区域と同じ	都道府県の 区域の一部
信用農業協同組合連合会	主務大臣	主務大臣 都道府県知事	都道府県知事
信用漁業協同組合連合会	主務大臣	主務大臣 都道府県知事	都道府県知事
農 業 協 同 組 合	主務大臣	都道府県知事 (注2)	都道府県知事 (注2)
漁 業 協 同 組 合	主務大臣	都道府県知事 (注2)	都道府県知事 (注2)

(注1) 主務大臣とは、内閣総理大臣及び農林水産大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務(支)局長に委任されている。

(注2) 都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣が必要と認める場合は、主務大臣及び都道府県知事となる。

第4節 自己資本比率規制等

I 自己資本比率規制等（バーゼル規制）の概要（資料9-4-1参照）

バーゼル規制とは、国際的に活動する銀行に適用される銀行の健全性に係る国際基準であり、「最低所要比率」（第1の柱）、「金融機関の自己管理と監督上の検証」（第2の柱）、「市場規律の活用」（第3の柱）という3つの柱から構成される。

我が国では、銀行法14条の2に基づき、自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準として、海外営業拠点（支店・現地法人）を有する銀行等（国際統一基準）に対し、平成25年3月期から、バーゼル3ベースの自己資本比率規制（規制上の最低水準）の段階的な適用が開始された（33年3月期までの経過措置が設けられている）。

海外営業拠点を有しない銀行・信金等（国内基準）に対する新しい基準（新国内基準）では、我が国の実情を十分踏まえるとともに、金融機関の健全性を確保しつつ、金融仲介機能が発揮されることを念頭に置き、①従来の最低自己資本比率（4%）を維持しつつ、②自己資本の質の向上（自己資本の中心は普通株式・内部留保）を図る一方、③地域経済への影響（導入に際し、原則10年間の経過措置を導入）や業態の特性も勘案（協同組織金融機関については、発行した優先出資についても自己資本として算入）している（26年3月期から適用開始）。

II 関連告示等の整備

1. 自己資本比率規制（第3の柱）に関する告示等の一部改正（資料9-4-2参照）

27年1月にバーゼル銀行監督委員会より公表された「開示要件（第3の柱）の改訂」を踏まえ、国際統一基準に係る告示及び監督指針について、29年6月にパブリックコメントを実施し、29年12月に改正を行った（30年3月期より適用開始）。

2. 銀行勘定の金利リスクに係る第3の柱に関する告示等の一部改正（資料9-4-2参照）

28年4月にバーゼル銀行監督委員会より公表された「銀行勘定の金利リスク（IRRBB）」に係る最終合意や最近の金利環境等を踏まえ、現在早期警戒制度の下で行っている金利リスクに係るモニタリング等について見直す観点から、告示及び監督指針について、29年6月にパブリックコメントを実施し、29年12月に改正を行った。

- ・告示及び第3の柱に係る監督指針は、国際統一基準について30年3月期より適用開始。
- ・モニタリングに係る監督指針は、30年3月期より適用開始（国内基準は31年3月期より適用開始予定）。

3. 流動性カバレッジ比率規制（第1の柱）に関する告示の一部改正（資料9-

4-3 参照)

29年6月にバーゼル銀行監督委員会より公表された「バーゼルⅢの流動性カバレッジ比率(2013年1月)へのよくある質問(FAQ)」を踏まえ、国際統一基準に係る告示について、29年11月にパブリックコメントを実施し、30年3月に改正を行った(31年3月期より適用開始予定。ただし、30年3月期より任意適用開始)。

4. 自己資本比率規制及び流動性規制(第3の柱)並びに報酬に関する告示等の一部改正(資料9-4-4参照)

29年3月にバーゼル銀行監督委員会より公表された「開示要件(第3の柱)の統合及び強化-第2フェーズ」を踏まえ、国際統一基準に係る告示及び監督指針について、29年12月にパブリックコメントを実施し、30年3月に改正を行った(30年3月期より適用開始)。

5. 自己資本比率規制(第1の柱・第3の柱)に関する告示等の一部改正(資料9-4-5参照)

26年にバーゼル銀行監督委員会より公表された「カウンターパーティ信用リスクエクスポージャーの計測に係る標準的手法」及び「銀行の清算機関向けエクスポージャーに対する資本賦課」等を踏まえ、告示について29年12月にパブリックコメントを実施し、30年3月に改正を行った(30年3月期より適用開始)。

6. T L A C規制(資料9-4-6参照)

金融安定理事会は、19年に始まった世界的な金融危機時に顕在化した「大きすぎて潰せない(Too big to fail)」問題に対処し、納税者の負担を回避しつつ、秩序ある破綻処理を可能とするため、グローバルなシステム上重要な銀行(G-SIBs)に対して、予め十分な総損失吸収力(T L A C)の確保を求める規制を導入することとした。これを踏まえ、28年4月にT L A Cに係る枠組み整備の方針を公表し、国内外での議論の進展を踏まえ、30年4月にその改訂版を公表した。T L A C規制については、31年より段階的な適用を開始する予定である。

Ⅲ 要承認手法の承認実績(29事務年度)(資料9-4-7参照)

- ・信用リスク
(基礎的内部格付手法) … 1持株会社及び1行
- ・オペレーショナル・リスク
(粗利益配分手法) … 1持株会社及び2行

第5節 資本増強制度の運用状況

I 旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法

1. 資本増強の経営健全化計画に係るフォローアップ

平成29年9月期の経営健全化計画の履行状況報告については同年12月22日に、30年3月期の経営健全化計画の履行状況報告については同年6月29日に、報告内容を公表した。
(資料9-5-1~2参照)

2. 経営健全化計画の見直し

新生銀行において、経営健全化計画の見直しが行われ、見直し後の新しい経営健全化計画が、平成30年3月22日に公表された。

3. 公的資金の返済状況

29事務年度においては、公的資金の返済は行われなかった。

そのため、28事務年度と同様、旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法に基づく資本増強額（約12.3兆円）に対して、30年6月末時点で約12.1兆円が返済されており、残額は約0.2兆円となっている（金額はいずれも額面ベース）。なお、すでに返済されている約12.1兆円に対し、約1.5兆円の利益（キャピタルゲイン）が発生している。

II 金融機能強化法

1. 資本参加の決定

29事務年度においては、金融機能強化法に基づき、以下の金融機関に対して国の資本参加を決定し、公表した。(資料9-5-3参照)

29年12月実施：全国信用協同組合連合会（100億円）

2. 資本参加した金融機関等の経営強化計画に係るフォローアップ

金融機能強化法に基づき、国が資本参加を行った金融機関等に対しては、地域における金融中介機能の積極的な発揮をはじめとした持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取り組みや公的資金の返済原資の蓄積の進捗状況等に応じたメリハリのあるモニタリングを実施し、フォローアップを行った。

また、平成29年3月期（27金融機関）の経営強化計画の履行状況報告については同年9月4日に、同年9月期（27金融機関）の経営強化計画の履行状況報告については30年3月30日に報告内容を公表した。(資料9-5-4~17参照)

3. 経営強化計画等の公表

金融機能強化法に基づき国が資本参加を行った、福邦銀行、南日本銀行、釧路信用組合及び滋賀県信用組合の新たな経営強化計画等については、29年9月4日に公表した。(資料9-5-18参照)

4. 公的資金の返済状況

29事務年度においては、金融機能強化法に基づき国が資本参加を行った東和銀行から30

年5月11日に、公的資金の一部（200億円）の返済が行われた。

この結果、金融機能強化法に基づく資本参加額（6,893.4億円）に対して、30年6月末時点で残額は4,888.4億円となっている。

第6節 金融仲介機能の質の改善等に向けた取組み

I 金融仲介の改善に向けた検討会議

金融行政について民間の有識者の有益な意見や批判を継続的に反映させる取組みの一環として「金融仲介の改善に向けた検討会議」を27年12月18日に設置し、同会議において、産業・企業の生産性向上や新陳代謝の促進への貢献、担保・保証依存の融資姿勢からの転換、金融当局に求められる役割など金融仲介のあるべき姿等について、継続して議論を行っている。

平成29事務年度における開催状況と主なテーマは以下のとおり、

- ① 第10回（29年12月11日開催）
 - ・地域金融の健全性と金融仲介機能の発揮に関する課題について
- ② 第11回（30年1月26日開催）
 - ・地域金融における競争のあり方について
- ③ 第12回（30年3月14日開催）
 - ・地域金融の課題と競争のあり方について
- ④ 第13回（30年3月30日開催）
 - ・地域金融の課題と競争のあり方について
- ⑤ 第14回（30年6月22日開催）
 - ・地域金融行政における平成29事務年度の取組み状況について

II 企業アンケート調査

金融庁では、顧客企業による金融機関の評価を明らかにするため、27事務年度より、地域銀行をメインバンクとする中小・小規模企業を中心に、アンケート調査への協力を依頼している。29事務年度においても、28事務年度までに明らかにした金融機関の取組みに関する評価の改善状況を確認する等の観点から、約3万社に対しアンケート調査への協力を依頼し、8,546社から回答を得た（回答率約3割、地域銀行1行あたりの平均回答社数114社）。

【参考】29事務年度アンケート調査結果の概要（資料9-6-1参照）

- ① 課題把握・事業内容等の理解
 - i) 昨年と比べて、顧客企業の「経営上の課題や悩み」を「良く聞いてくれるようになった」とする企業の割合が全体で4割、経営上の課題の分析結果を「良く伝えてくれるようになった」とする企業の割合が全体で3割弱を占めている。

ii) 昨年と比べて、融資を受ける際に「担保・保証を求められることがなくなった又は少なくなった」とする企業の割合が全体で約3割を占めている。

② サービス提供の効果と取引の拡大

i) 金融機関から受けた経営支援サービスにより、過去1年以内に、「売上又は利益等が改善した」とする企業は約6割。特に債務者区分が下位になるほど高い効果が見られる。

ii) こうした金融機関の貢献に対し「新規融資を申し込んだ」とする企業が全体で約4割、「事業や経営に関する悩みや課題を相談するようになった」とする企業が要注意先以下で3割強。

③ 金融機関の情報開示

i) 金融機関との取引変更に当たって顧客企業が知りたいと考える情報については「担保・保証のない融資の推進姿勢」「中小企業向けの融資への積極的取り組み」「事業に対する理解の推進」がいずれも約5割。

ii) このうち特に「担保・保証のない融資の推進姿勢」に関する情報については「見えない」又は「入手できない」とする企業が約4割と最も多くなっている。

III 金融仲介の取組みの「見える化」の促進

金融仲介機能のベンチマーク（28年9月公表）は、全ての金融機関が金融仲介の取組みの進捗状況や課題等を客観的に評価するために活用可能な共通ベンチマーク（共通1～5）と、各金融機関が自身の事業戦略やビジネスモデル等を踏まえて選択できる選択ベンチマーク（選択1～50）から構成され、主として地域金融機関による金融仲介機能の発揮状況について、自己評価への活用を促すものである。

このうち、共通ベンチマークについては、金融機関が顧客企業の事業内容をよく理解しているか（共通5）、ライフステージに応じた支援を行っているか（共通2～4）、その結果、顧客企業の経営改善等に寄与しているか（共通1）という、顧客企業の生産性向上に向けた取組みに関する一連のプロセスを端的に示す構成となっており、30年3月期において地域銀行の約9割が開示している。（資料9-6-2参照）

29事務年度においては、良質な金融サービスの提供に向けた金融機関間の競争の実施を促すため、金融仲介（企業の価値向上支援等）の取組状況を客観的に「見える化」できる統一された定義に基づく比較可能な共通の指標群（KPI）について策定に向けた検討を行った。

IV 経営者保証に関するガイドラインの活用促進

経営者保証に関するガイドラインの積極的な活用により、中小企業等の経営者による思い切った事業展開や円滑な事業承継、創業を志す者の起業への取組みの意欲

の増進が図られることによって、中小企業等の活力が一層引き出され、ひいては、日本経済の活性化に資することが期待されている。当庁としては、金融機関等によるガイドラインの積極的な活用を通じ、ガイドラインが融資慣行として浸透・定着することが重要であるとの認識の下、以下のような取組みを実施した。

- ① 民間金融機関におけるガイドラインの活用実績の集計結果を公表(29年12月、30年6月)。(資料9-6-3参照)
- ② ガイドラインの活用に関して、広く実践されることが望ましい取組みを取りまとめた参考事例集について、取組事例を追加した改訂版を公表(29年12月)(資料9-6-4参照)
- ③ ガイドラインの円滑な運用を図る観点から、ガイドラインのQ&Aの一部を改定(30年2月)
- ④ 「経営者保証に関するガイドライン」の周知・活用状況等を踏まえ、金融機関との対話を行う旨を「平成29事務年度金融行政方針」に明記(29年11月)するとともに、ガイドラインの更なる活用に向けた課題を抽出し、効果的な対応策を検討する観点からガイドラインの活用状況に係る実態調査を行った上で、金融機関と対話を実施。さらに、その調査結果を公表(30年6月)(資料9-6-5参照)
- ⑤ ガイドラインの活用を積極的に進めている金融機関の組織的な取組みを収集し、金融レポートで公表(29年10月)するとともに、業界団体との意見交換会において共有(29年7月~30年5月)
- ⑥ 関係機関と連携して、事業者向けにガイドラインの広報チラシを作成し、金融機関等を通じて事業者に広く配布(30年2月)
- ⑦ 年末・年度末に行っている金融業界団体との意見交換会の機会に合わせて、金融機関に、中小企業等の顧客に対し、積極的にガイドラインの周知を行うとともに、ガイドラインの更なる活用を努めること等を要請(29年11月、30年2月)(資料9-6-6参照)
- ⑧ 地域経済活性化支援機構において、経営者保証付債権等を買取り、ガイドラインに沿った整理を行う特定支援業務について、26年10月の業務開始以降、30年6月末までに、76件の支援を実施

V 金融仲介の質の向上に向けたシンポジウム

各財務(支)局(沖縄総合事務局を含む。)において、「地域企業の価値向上・地域活性化のためのアドバイスとファイナンス」をテーマとして「金融仲介の質の向上に向けたシンポジウム」を開催(30年3月)した。本シンポジウムでは、有識者や専門家による講演及び、有識者と地域関係者(地元企業経営者等)によるパネルディスカッションを通じて、地域金融機関における組織的・継続的な地域企業への支援に向けた取組みを促した。

VI 認定支援機関による経営支援

24年8月末に、「中小企業経営力強化支援法」の施行に伴い、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を改正し、財務、会計等の専門的知識を有する者（商工会・商工会議所、税理士や金融機関等）を経営革新等支援機関として国が認定し、認定を受けた経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という。）が、中小企業業者等に対し、経営状況の分析（運転資金の確保や業務効率化等）、事業計画策定及び実施に係る指導・助言等の支援を行う制度を構築してきた。

認定支援機関の認定後の経営支援能力を維持・確保する観点から「中小企業等経営強化法」を改正し、認定支援機関の認定期間に5年の有効期間を設け、期間満了後に改めて業務遂行能力を確認する更新制度が導入された（30年7月9日施行）。なお、30年6月30日現在で、29,188件の認定支援機関（うち金融機関492件）を認定している。

VII 地域経済活性化支援機構（REVIC）等の積極的な活用

地域金融機関の取引先企業に対する経営課題の解決策の策定及び実行支援といった企業支援機能の強化に向け、REVIC及び日本人材機構を積極的に活用するよう、業界団体との意見交換会や金融機関との対話等を通じて促した。

VIII 金融の円滑化に向けた取組み

1. 中小企業金融の現状

（1）資金繰り等に関する中小企業の判断

中小企業の資金繰りに関する判断の指標である日銀短観の「資金繰り判断D.I.」（D.I.＝「楽である」と回答した社数構成比－「苦しい」と回答した社数構成比）をみると、30年6月期では+13（対前年同月比+2）となっている。（資料9－6－7参照）

（2）融資残高等

30年6月の民間金融機関の法人向け融資残高についてみると、中小企業向けが対前年同月比3.9%の増加、中堅・大企業向けが同2.0%の増加となっている。（資料9－6－8参照）

また、各金融機関においては、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の取組みとして、引き続き、ABL等を推進している。（資料9－6－9参照）

中小企業等の業況は、一部業種に足踏みが見られるものの、持ち直しの動きを示している。

2. 対応

このような現下の状況のもと、地域や中小企業等も含めた経済の好循環の更なる拡大を実現するために、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮がより一層重要となってくることから、中小企業金融をはじめとした金融の円滑化に向けて、以下のとおり各種施策を講じてきた。

(1) 中小企業金融等のきめ細かな実態把握

ア. 中小企業等へのヒアリング

29年10月から12月にかけて、金融庁幹部職員が全国各地を訪問し、企業経営者等から、直接、業況・資金繰り、金融機関の融資姿勢等についてヒアリング・意見交換を行った。

イ. 貸付条件の変更等の実施状況

29年4月から30年3月末までの間に金融機関が実行した貸付条件の変更等の割合は、中小企業社向け貸付及び住宅ローンの双方で、審査中の案件を除き、9割を超える水準となっており、全体として、金融機関の条件変更等の取組みは着実に進んでいる。(資料9-6-10参照)

ウ. 「金融円滑化ホットライン」等における情報の受け付け

金融サービス利用者相談室、「中小企業等金融円滑化相談窓口」及び「金融円滑化ホットライン」により、中小企業など借手の方々からの情報を直接受け付け、金融機関に対する検査・監督に活用している。特に、「貸し渋り・貸し剥がし」等に関する情報のうち、情報提供者が金融機関側への申出内容の提示に同意している情報については、当該金融機関に対し事実確認等のヒアリングを実施している。

(2) 金融機関に対する要請及び中小企業等への周知・広報

ア. 金融機関トップへの直接の要請

金融担当大臣と金融機関トップとの意見交換の機会に、金融機関に対して、適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮し、中小企業等に対して円滑な資金供給を図るという金融機関本来の使命を十分に発揮していくよう要請した。具体的には、29年11月20日及び30年2月26日に全銀協、地銀協、第二地銀協、全信協、全信中協、政府系金融機関等の代表を招き、金融担当大臣、経済産業副大臣等から要請するとともに、融資動向等についての意見交換を行った。

イ. 文書による要請

29年11月20日及び30年2月26日に、金融機関に対し、中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化に一層努めるよう要請する文書を発出した。

第7節 偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応

I 被害及び補償の状況（資料9-7-1参照）

「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（預貯金者保護法）の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード等による被害の発生状況等を四半期ごとに取りまとめ、平成19年3月（18年12月末時点）より公表している。

最近の被害発生状況及び補償状況を見ると、以下のとおりとなっている。

- ① 偽造キャッシュカードによる被害発生件数は、27年度は383件、28年度は303件、29年度は340件となっている。29年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、98.3%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ② 盗難キャッシュカードによる被害発生件数は、27年度は2,919件、28年度は3,887件、29年度は9,968件となっている。29年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、57.1%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ③ 盗難通帳による被害発生件数は、27年度は88件、28年度は57件、29年度は52件となっている。29年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、55.0%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ④ インターネットバンキングにおける被害発生件数は、27年度は1,563件、28年度は763件、29年度は359件となっている。29年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、78.8%（件数ベース）を金融機関が補償している。

II 金融機関における対応状況（資料9-7-2参照）

預貯金者保護法の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード問題等に対する金融機関の対応状況についてアンケート調査を実施し、18年2月（17年12月末時点）から、各年度に一度公表している。29年度は、各預金取扱金融機関の29年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計した（29年8月31日に概要を公表）。

また、インターネットバンキングにおける被害件数は、近年減少傾向にあるもののいまだ多数の被害が発生していることを踏まえ、業界団体を通じて、有効なセキュリティ対策の継続的な取組みを促すとともに、被害が多かった預金取扱金融機関等に対しては、個別にヒアリングを実施するなどして、セキュリティ対策の向上等の対応を促した。

このほか、盗難キャッシュカードによる被害が急増していることから、最近の手口等を盛り込んだ注意喚起文を金融庁ウェブサイトに掲載し、業界団体を通じて注意喚起を行った。

第8節 振り込み詐欺等への対応

I 金融庁における取組状況

金融庁では、振り込み詐欺等の預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、預金口座の不正利用に関する情報について、情報入手先から同意を得ている場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施することとしており、その情報提供件数等について、四半期毎に公表を行っている。

金融庁及び全国の財務局等において、金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数は、27年度は695件、28年度は492件、29年度は541件であり、調査を開始した15年9月以降30年3月末までの累計は44,127件となっている。

なお、振り込み詐欺の手口は年々変化しているほか、全銀システムの稼働時間の拡大により、振り込み詐欺等の特殊詐欺や不正送金被害が新たに平日夜間・休日にも発生するおそれもある。これを踏まえ、業界団体を通じて、金融犯罪の防止の観点から、不正利用防止のためのモニタリングの実施や有効なセキュリティ対策等の取組みを促した。

II 金融機関における取組状況

預金口座の不正利用と思われる情報があった場合には、金融機関において、直ちに調査を行い、本人確認の徹底や、必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応を迅速とっていくことが肝要である。

金融庁及び全国の財務局等が提供した情報のうち、金融機関において利用停止したのは、27年度は353件、28年度は236件、29年度は264件、強制解約等をしたのは、27年度は218件、28年度は208件、29年度は142件であり、調査を開始した15年9月以降30年3月末までの累計は、利用停止が24,009件、強制解約等が15,649件となっている。

第9節 銀行カードローンへの対応

銀行カードローンについては、近年残高が増加し、過剰な貸付けが行われているのではないかと批判の声があり、全国銀行協会では平成29年3月に「銀行による消費者向け貸付けに係る申し合わせ」を行い、銀行業界において自主的な業務運営の適正化に向けた取組みが進められているところ、金融庁においても、各銀行が、多重債務の発生抑制の趣旨や利用者保護等の観点を踏まえた適切な業務運営を行っているか、詳細な実態把握を進めるとともに、融資審査の厳格化を徹底し、業務運営の適正化をスピード感を持って推進していくために、29事務年度において、以下の取組みを実施した。

- ① 29年9月以降、残高の多い先を中心とした12行に検査を実施し、その検証結果を30年1月26日に「中間とりまとめ」として公表した。(資料9-9-1)
- ② また、29年9月1日に「カードローンホットライン」を開設し、利用者から直接情報収集を行うこととした。(資料9-9-2)
- ③ さらに、30年3月には、検査の中間とりまとめの結果も踏まえ、検査立入先以外の銀行カードローンを取り扱っている全ての銀行に対して、調査票を発送し、検査で確認した項目に係る全国銀行協会の申し合わせ前後の取組状況を中心に、業務運営の詳細な実態把握を実施した。